

パブリックコメントを踏まえた修正案について

平成 26 年 8 月
事務局

資料名* 該当箇所	パブリックコメント時の案	修正案
指針 4 (2) ①	ノンフロン製品又は低 GWP 製品 が上市されている場合には	ノンフロン製品が上市されている場 合はノンフロン製品、その他の場合 は上市されているもののうち最も GWP が低い製品について
指針 4 (4) ④	人材の育成並びに普及啓発を行い	人材の育成、表示の充実並びに普及 啓発を行い
指針 4 (4) ⑨	取組が評価される環境づくり	取組が適正に評価される環境づくり
施行規則 二[2]2. (1) 3)	フロン類の漏えい箇所の特定又は 修理が困難な場所	フロン類の漏えい箇所を特定し、又 は修理を行うことが著しく困難な場 所
施行規則 二[2]2. (1) 5)	第一種特定製品に冷媒として充填 しようとするフロン類の種類につ いて、改正法 87 条に基づき当該 第一種特定製品表示されている充 填すべきフロン類の種類に適合 していることを確認すること。	第一種特定製品に冷媒として充填し ようとするフロン類の種類につ いて、改正法第 87 条に基づき当該第 一種特定製品に表示されているフロ ン類若しくは当該フロン類よりも G WP 値が低いものであって当該製品 の製造業者等が当該製品に使用して 差し支えないものとして指定した冷 媒の種類に適合していることを確認 すること。 ※関連で、指定した冷媒に関する管 理者の承諾や当該冷媒が充填された 機器の説明に関する規定を追記。
施行規則 二[2]3. (2) ①	整備を発注した第一種特定製品の 管理者（自ら第一種フロン類充填 回収業者である場合を含む。）の氏 名又は名称、住所（法人の場合、 代表者の氏名）	整備を発注した第一種特定製品の管 理者（自らが第一種フロン類充填回 収業者である場合を含む。）の氏名又 は名称、住所

施行規則 二[2]3.(3) ③	整備を発注した第一種特定製品の 管理者（自ら第一種フロン類充填 回収業者である場合を含む）の氏 名又は名称、住所（ <u>法人の場合、 代表者の氏名</u> ）	整備を発注した第一種特定製品の管 理者（自らが第一種フロン類充填回 収業者である場合を含む）の氏名又 は名称、住所
施行規則 二[2]3.(5) ①	整備を発注した第一種特定製品の 管理者（自ら第一種フロン類充填 回収業者である場合を含む。）の氏 名又は名称、住所（ <u>法人の場合、 代表者の氏名</u> ）	整備を発注した第一種特定製品の管 理者（自らが第一種フロン類充填回 収業者である場合を含む。）の氏名又 は名称、住所
施行規則 二[2]3.(6) ③	整備を発注した第一種特定製品の 管理者（自ら第一種フロン類充填 場合を含む）の氏名又は名称、住 所（ <u>法人の場合、代表者の氏名</u> ）	整備を発注した第一種特定製品の管 理者（自らが第一種フロン類充填回 収業者である場合を含む）の氏名又 は名称、住所
施行規則 二[2]4.(1)	第一種フロン類充填回収業者の引 渡義務の例外は、次に掲げる要件 のすべてに該当する者として都道 府県知事が認める者に引き渡す場 合とする。 1)～3) (略)	第一種フロン類充填回収業者の引渡 義務の例外は、 <u>次のいずれかに該当 する場合とする。</u> ▶ 次に掲げる要件のすべてに該当 する者として都道府県知事が認 める者に引き渡す場合 1)～3) (略) ▶ <u>許可申請で求められる第一種フ ロン類再生施設等の動作試験の ために必要最小限の量に限って 使用するために、許可申請をし ようとする事業者に渡し、試験 後には適切に処理（破壊、フロ ン類充填回収業者への返却等） されることが確実である場合</u>
施行規則 二[2]5.(1)	当該充填に係る第一種特定製品整 備者の氏名	当該充填に係る第一種特定製品整備 者の氏名又は名称及び住所
算定漏えい量省 令 [2]1.(1)	②回収証明書に記載されたフロン 類の回収量を当該期間において合 算した量を <u>除して</u> 得た量に	②回収証明書に記載されたフロン類 の回収量を当該期間において合算し た量を <u>控除して</u> 得た量に
管理者判断基準 2(2-	※電動機以外の動力源としてエン ジンをういて圧縮機を動作させる	※電動機以外の動力源としてエンジ ンをういて圧縮機を動作させるガス

2)	ガスヒートポンプを用いた第一種特定製品及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットは、動力源となるエンジンの出力が 50kW 以上のものについては（中略） <u>50kW 未満のものについては、機器を設置した日から 3 年に一回以上とする。</u>	ヒートポンプを用いた第一種特定製品及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては動力源となるエンジンの出力が、 <u>直結方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては動力源となるエンジンの圧縮機を駆動するための定格駆動動力が 50kW 以上のものについては（中略）50kW 未満のものについては、3 年に一回以上とする。</u>
管理者判断基準 [2] (3)	当該記録は <u>当該製品が設置される</u> 事業所において、当該製品を廃棄されるまで保管すること。	当該記録は、事業所において、当該製品が廃棄されるまで保管すること。
管理者判断基準 [2] (3)	当該機器を他者に売却する場合、当該記録又はその写しを当該機器と合わせて売却相手に引き渡す <u>よう努める</u> こと。	当該機器を他者に売却する場合、当該記録又はその写しを当該機器と合わせて売却相手に引き渡すこと。
管理者判断基準 [2] (4) 二点目	フロン類の漏えい箇所を <u>特定又は修理が困難な</u> 場所に漏えいが生じている場合	フロン類の漏えい箇所を <u>特定し、又は修理を行うことが著しく困難な</u> 場所に <u>当該フロン類の漏えい</u> が生じている場合

※上記資料名はパブリックコメント資料の以下のものの略称を記載。

指針：フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針案

施行規則：改正法施行規則案

算定漏えい量省令：第一種特定製品の管理者の関係省令案

管理者判断基準：第一種特定製品の管理者の判断の基準案